

第3節

ものづくりへの信頼の回復

近年、製品のリコール報告件数、事故報告件数が増加する傾向にある。さらに再生紙を始め製品に関する偽装が相次ぎ、ものづくりへの信頼が揺らいでいる。事故報告制度創設や社会的意識の高まり等を背景に事故報告件数等が増加している面もあると考えられ、その原因は一概には言えないが、競争の激化によりコスト削減等効率化が優先され、「安全」や「信頼」に対する取組が不十分になり、またコンプライアンスの軽視につながっていることが背景の一つと考えられる。さらに製品安全についてはこうした要因以外に、製造プロセスの高度化・複雑化や組込みソフトの使用拡大などもものづくりそのものの高度化・複雑化も要因の一つとして考えられる。

ひとたび事故・事件を起こした場合には経営を揺るがすほどの影響が出る可能性もあり、厳しい競争環境下で安全・信頼につながる取組を強化する上では、ものづくりの現場の努力のみならず、経営トップの意志が不可欠である。

また、分業が進展する中で安全面の強化を図るには企業

単独での取組には限界もあり、サプライチェーンを構成する企業間での連携の強化や、安全に係る情報をオープンにしていく姿勢・文化の醸成が必要である。

1

製品事故増加の背景

(1) 近年の状況

① リコール、製品事故の増加

我が国製造業のリコール件数は近年増加傾向にあり、2007年の独立行政法人製品評価技術基盤機構の集計によれば194件となっている（図131-1）。こうした背景には、製品事故そのものが増加傾向にあることに加え、安全に対する国民の関心が急速に高まっていることを受け、企業もリコール情報を積極的に公開するようになってきていることが挙げられる（図131-2、図131-3、図131-4）。また、製品別に見てみると、燃焼器具や身の回り品の事故件数の増加が目立つ（図131-2再掲）。

図131-1 リコール件数の推移

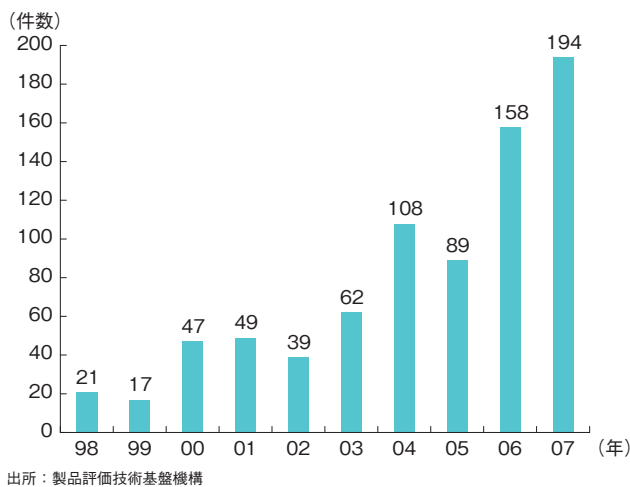


図131-2 製品事故件数の推移

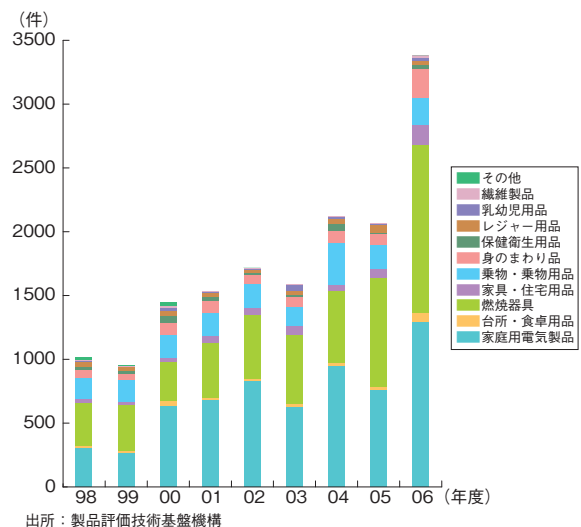
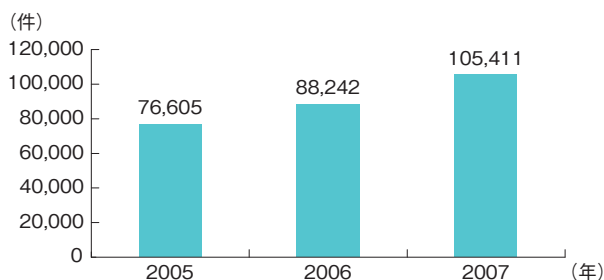
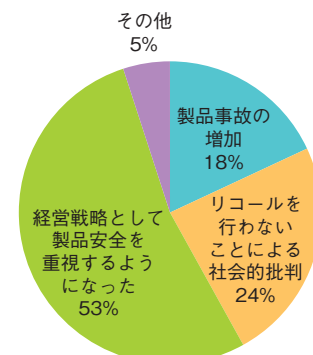


図131-3 国民生活センター「回収・無償修理等のお知らせ」へのアクセス件数（月平均）



備考：2005年は1～11月までのアクセス件数の平均
資料：国民生活センター発表資料より経済産業省作成

図131-4 リコール増加の背景



資料：(社)日本機械工業連合会「平成19年度進展するグローバル経済下における我が国製造業の国際機能分業構造に関する調査」

②製品偽装問題

近年、食品加工における賞味期限の改ざんや、製紙業界における古紙配合比率の改ざんなど、ものづくりへの信頼を揺るがしかねない事件が相次ぎ発生している。こうした事件の背景には、コンプライアンスの軽視があったことは

否めない。一度失った信頼を回復するためには多くの時間とコストを要するものであり、場合によっては企業の存続そのものを危ういものにしてしまう。同様の事件を繰り返さないためにも、こうした問題には経営層の強いコミットメントが必要であることは言うまでもない。

コラム 再生紙偽装

大手製紙メーカーが生産した年賀ハガキの古紙配合率が公称よりも低いという2008年1月の報道を発端に、その他複数の製紙各社が生産するハガキやコピー用紙等においても、古紙配合率が公称よりも低いことが判明した。

経済産業省は、こうした事態に対し、各製紙会社に対し古紙配合率の実態調査を実施し、17社において、古紙配合率の基準を満たさない製品を供給した実績があることが判明した。また、1980年代から古紙配合率の乖離が発生していた会社が複数社存在したこと、コピー用紙等のみならず印刷用紙や包装用紙等多品種の紙製品において乖離があったなど、長期間にわたり、広範囲の製品において、古紙配合率に乖離が生じていたこと等が明らかになった。

経済産業省は、発覚後直ちに、古紙配合率の乖離があった各社に対し、再発防止に向けたコンプライアンスの強化に取り組むよう指導を行った。また、4月には、公正取引委員会が、再生コピー用紙を販売する製紙会社8社に対して、景品表示法（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたことから、排除命令を行った。

製紙業界や各社の対応としては、日本製紙連合会が、再生紙の表示、古紙パルプ等配合率の検証方法等について検討委員会を設置して検討を進め、4月に報告書を取りまとめた。製紙各社は、環境保全のための貢献を共同で実施するため、数年間にわたって総額10億円程度を拠出する旨を表明するとともに、各社においても環境・社会貢献策をまとめ、国民の信頼回復に向けて取り組んでいる。

第3節

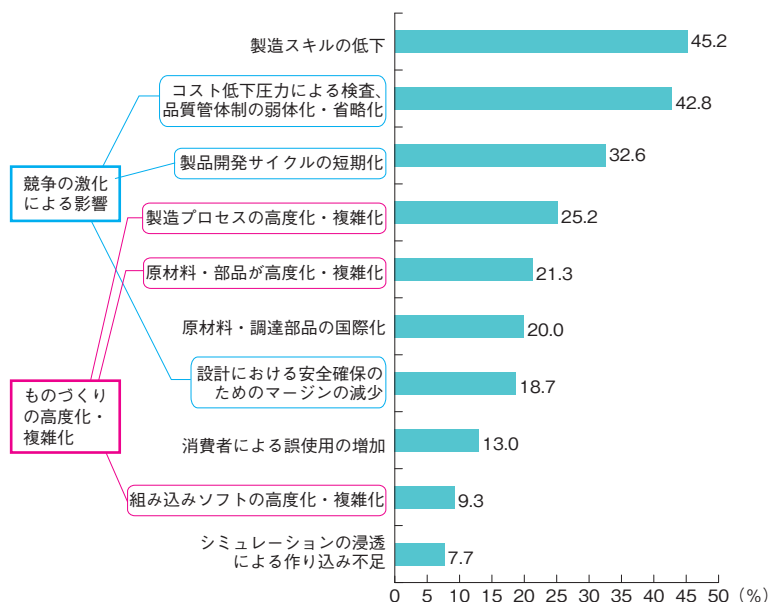
ものづくりへの信頼の回復

(2) 競争の激化と製品安全

近年製品事故の件数が増加している背景について、企業に対するアンケートによれば、製品事故増加の背景として45.2%が「製造スキルの低下」を挙げており、次いで、「コスト低下圧力による検査、品質管理体制の弱体化・省略化」が42.8%、「製品ライフサイクルの短期化」が32.6%、「製造プロセスの高度化・複雑化」が25.2%となっている（図131-5）。

特に安全面を犠牲にしてコスト削減を実施した場合、製品事故が発生しない状況では見た目の収益はコスト削減分だけ改善する。しかしながら、一度製品事故が発生すると、製品回収や信用回復のために多額の人的・金銭的なコストが発生する（図131-6）。競争の激化に起因するような製品事故を削減するためには、ものづくりの現場の努力だけでは限界があり、品質管理体制の強化も含め設計・開発段階からの取組の抜本的強化など経営層が主体的な対応策を講じることが不可欠であると考えられる。

図131-5 製品事故増加の背景



備考：最近の製品事故増加の背景について企業に聞いたもの
資料：(社)日本機械工業連合会「平成19年度進展するグローバル経済下における我が国製造業の国際機能分業構造に関する調査」

表 131-6 最近の主な製品改修（回収）状況

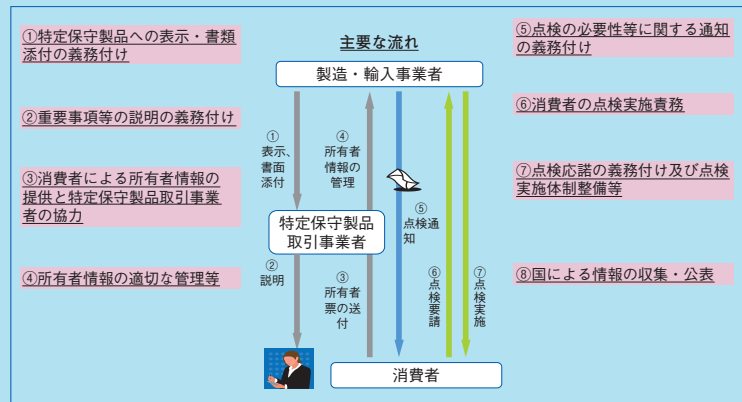
	製品名	改修（又は回収）対象台数	備考欄
A社	エアゾール缶（殺虫剤）	325万本	A社の販売台数325万本、19.5億円の特別損失
B社	電子レンジ	193台	国内出荷356万台（2007年）
C社	テレビ（ブラウン管型）	99台	テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）の国内出荷900万台（2007年）
D社	石油ふろがま	79万台	5億円の特別損失
E社	電気衣類乾燥機	78万台	
F社	電気こんろ	53万台	国内出荷85万台（2007年）→IH、ハロゲン、ラジエント、シーズなどを熱源とするビルトイン型および据置き型のもの合計
G社	電気こんろ	53万台	国内出荷85万台（2008年）→IH、ハロゲン、ラジエント、シーズなどを熱源とするビルトイン型および据置き型のもの合計
H社	エアコン	53万台	家庭用エアコンの国内出荷739万台（2007年）
I社	ガス給湯付ふろがま	44台	
J社	携帯用電池パック	30万個	J社の2006年以降販売数量30万個、2008年3月稼働台数 21万台
K社	クローバー社製ウォーターサーバー	26万台	
L社	電気洗濯機	24万台	洗濯機の国内出荷462万台（2007年）（内訳）全自動式・二層式：339万台、洗濯乾燥機：113万台
M社	電気洗濯機	24万台	洗濯機の国内出荷462万台（2007年）（内訳）全自動式・二層式：339万台、洗濯乾燥機：114万台
N社	電動アシスト自転車	22万台	N社の年間販売台数28万台（推計値）
O社	電気洗濯機	21万台	洗濯機の国内出荷462万台（2007年）（内訳）全自動式・二層式：339万台、洗濯乾燥機：113万台
P社	石油給湯機	19万台	国内出荷385千台（2007年）
Q社	扇風機	19万台	国内出荷803千台（2007年）
R社	エアゾール式簡易消火具	18万台	
S社	石油風呂釜（給湯器付き）	18万台	
T社	携帯用電池パック	16万個	T社に供給した電池メーカーU社製、電池パックの回収対象は世界で4,600万個

備考：経済産業省HP「消費生活用製品の重大事故に係る公表について」（07年度）に掲載された製品のうち、改修（回収）対象台数上位20製品
資料：「備考欄」は各業界団体資料、各プレス資料から経済産業省作成

コラム 長期使用製品安全点検・表示制度の概要～消費生活用製品安全法等の改正～

1. 改正の経緯

従来、製品安全規制は、技術基準に適合した製品のみ出荷できるという規制を中心としてきたが、2006年の消費生活用製品安全法改正により、製品事故報告・公表制度が創設され、事故の再発拡大防止策が図られることとなった。しかし、製品が消費者の手に渡った後の事故の未然防止策が残された課題となっていた。そこで、経年劣化（長期間の使用に伴い生ずる劣化）による危害を防止するために、消費生活用製品安全法が更に改正され、長期使用製品安全点検



制度（点検制度）が創設されることとなった。また、点検制度の創設に併せて、点検を実施するほどではないものの、消費者等の使用者に製品の長期使用時の注意喚起を促す表示を義務づけることとし、電気用品安全法の技術基準省令が改正され、長期使用製品安全表示制度（表示制度）が創設されることとなった。

2. 長期使用製品安全点検制度の対象製品と制度の概要

消費生活用製品のうち、経年劣化により危害を生じるおそれが高く、点検制度を促進することが適切な製品に絞って対策を講ずることとした。対象となる製品（特定保守製品）は、政令で指定することとされており、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用・LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用・LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目である。

特定保守製品の製造・輸入事業者は、製品の設計標準使用期間（標準的な使用条件の下で安全に使用できる期間）や点検期間（経年劣化による危害を防止するための点検期間）を設定し、これらを製品に表示する。製造・輸入事業者は、点検期間中に所有者等から点検の要請があれば、これに応諾しなければならない。

また、製造・輸入事業者は、点検期間に先立って、点検のお知らせを製品の所有者に通知をしなければならない。そこで、所有者は製品の所在場所等の情報を製造・輸入事業者に対して提供するものとされている。その際、当該情報提供の必要性が所有者に伝わるのが必須であることから、特定保守製品や、特定保守製品が付属する建物を販

売する事業者（特定保守製品取引事業者）は、引渡しの際に、取得者に対して、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供の必要性や点検等の保守の必要性につき説明しなければならず、所有者情報の提供手続に協力するものとされている。

3. 長期使用製品安全表示制度の対象製品と制度の概要

消費生活用製品のうち、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、注意喚起の表示を義務付けることとした。対象となる製品は、電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令によって規定され、対応することとされており、扇風機、電気冷房機（エアコン）、換気扇、電気洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、テレビジョン受信機（ブラウン管テレビ）の5品目となっている。

表示対象製品の製造・輸入事業者は、製品の設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で安全に使用できる期間）を設定するとともに、製造年及び「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある」旨を製品に表示する。



【製造年】20XX年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

（3）組み込みソフトウェアと品質問題

製品事故増加の背景には、ものづくりの高度化・複雑化といった要因も挙げられる（図131-5再掲）。本項では、近年多くの製品で利用され、その重要性が高まっている組み込みソフトウェアについて、製品の品質面から分析を行う。

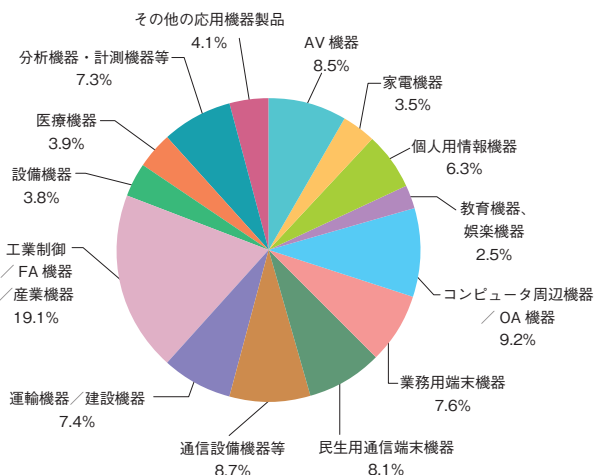
我々の身の回りには、デジタルカメラ、携帯電話、情報家電、カーナビゲーションシステム、自動車など、組み込みソフトウェアを活用した多岐にわたる製品がある。これらの製品は、現在の経済社会において重要な役割を果たしており、その恩恵は計り知れないものがある。これらの製品の付加価値は、組み込みソフトウェアの高機能化、多機能化によって実現されることが多い（図131-7、図131-8）。

また、組み込みソフトウェアはリアルタイム性や信頼性を求められる状況下での使用が想定されることから、高い品質を求められる。この結果、近年、製品の差別化を図るために組み込みソフトウェアの複雑化やソフトウェア開発の大規模化が進んできており、国内の開発規模は、2007年には3兆円を超えていると推計されている（図131-9）。

こうしたことに加え、製品開発競争の激化による開発期間の短縮や、低コスト化、絶え間のない新技術への取組も要求されている。こうした背景の下で、組み込みソフトウェアに起因する品質問題も顕在化している。現に、近年、携帯電話や自動車など多くの製品において、組み込みソフトウェアを原因とするトラブルが多数発生している（図131-10）。

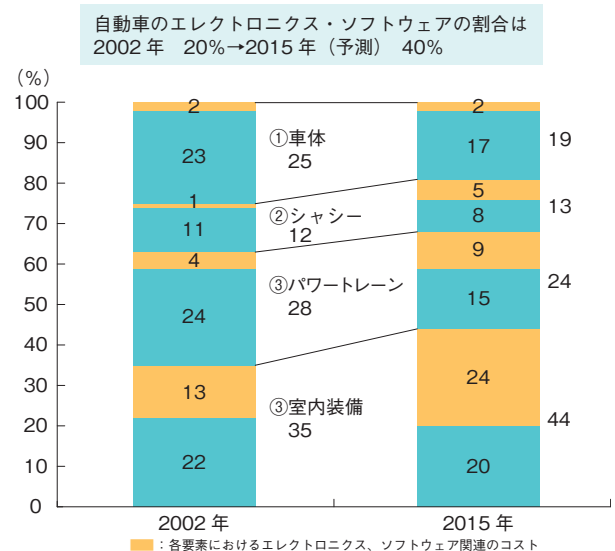
こうした状況を踏まえ、政府においても、国民生活の安全・安心を確保するとともに、産業競争力の維持・強化を図っていくため、組み込みソフトウェア開発の生産性・信頼性を向上させていくことを目的とし、人材育成や中堅・中小企業の技術開発支援、信頼性の高い基盤ソフトウェアとソフトウェアエンジニアリング手法の確立などの取組を進めている。

図131-7 組み込みシステム製品の内訳



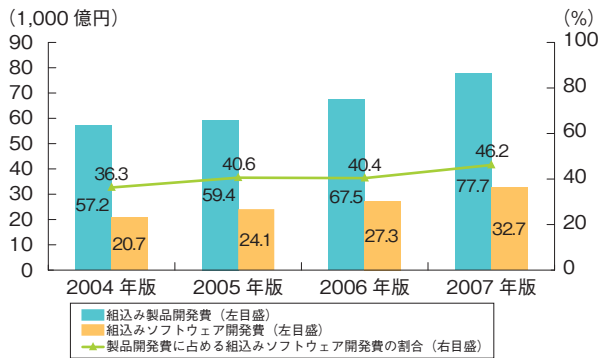
資料：経済産業省「組み込みソフトウェア産業実態調査（07年3月）」

図131-8 自動車のコスト構造の変化と拡大するエレクトロニクス・ソフトウェアの割合



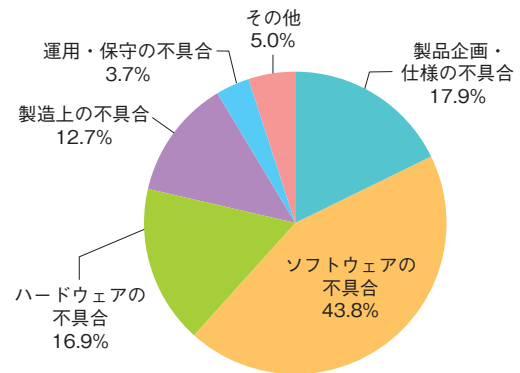
出所：McKinsey & Darmstadt 工科大 HAWK プロジェクト資料等

図 131-9 組込み製品開発費と組込みソフトウェア開発費の推移



資料：経済産業省「組込みソフトウェア産業実態調査（07 年 3 月）」

図 131-10 製品出荷後の品質問題の原因



資料：経済産業省「組込みソフトウェア産業実態調査（07 年 3 月）」

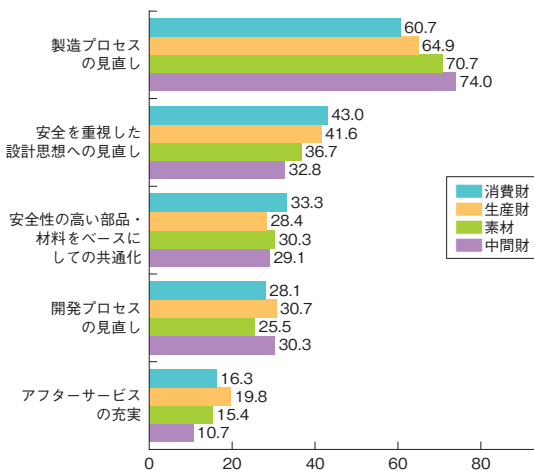
2 ものづくりへの信頼回復に向けた取組

(1) 企業内での取組

前述のとおり、厳しい競争下での製品事故の減少のためには、経営陣の主体的な取組が欠かせない。さらに、製品の安全を高めるためには、ものづくりの高度化・複雑化や、社会情勢の変化に対応した取組が求められる。製品事故リスクを低減するためには、設計・開発段階から予見可能な誤使用や耐久性をあらかじめ十分に考慮して、ものづくりに取り組むことが重要である。製品事故発生リスクへ

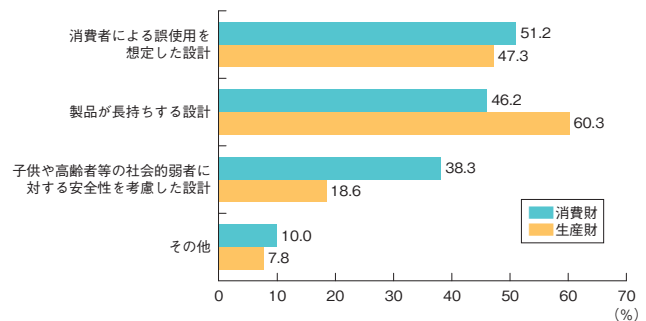
の企業の対応に関するアンケートによれば、いずれの財でも「製造プロセスの見直し」を挙げる企業の割合が高いが、最も消費者に近い消費財メーカーについては、社会情勢・消費者意識変化などを背景により踏み込んだ「設計思想の見直し」を挙げる企業の割合が相対的に高い（図 132-1）。また、「設計思想の見直し」によりどのような設計に見直すかについて、51.2%の消費財メーカーは「誤使用を想定した設計」、46.2%は「製品が長持ちする設計」としている（図 132-2）。

図 132-1 製品事故増加に対する対応



資料：(社)日本機械工業連合会「平成 19 年度進展するグローバル経済下における我が国製造業の国際機能分業構造に関する調査」

図 132-2 設計思想の見直しの方向性



資料：(社)日本機械工業連合会「平成 19 年度進展するグローバル経済下における我が国製造業の国際機能分業構造に関する調査」

コラム キッズデザインの推進

経済産業省では、子どもの安全安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである『キッズデザイン』の推進に取り組んでいる。その一環として、キッズデザインに優れた製品・取組等を表彰する『キッズデザイン賞』を特定非営利活動法人キッズデザイン協議会と連携して2007年度から開始し、キッズデザインの製品や活動の普及を推進している。

表彰では、製品や設備に限らず、コンテンツやシステム、企業や自治体等の取組などがその募集の対象となる。ま

た、子どもの事故は乳幼児用品や玩具に限らず、子どもがユーザーとは想定されていない製品なども事故の原因となることから、子ども向けの製品に限らず、子どもたちの生活環境を取り巻くあらゆる「もの」、「こと」が募集の対象となる。

第1回となった2007年度のキッズデザイン賞には、全国から287点の応募が寄せられ、『キッズデザインの日』として制定した8月8日には、キッズデザイン大賞と金賞（セーフティデザイン賞・共創デザイン賞・感性創造デザイン賞・エコデザイン賞・社会教育デザイン賞・マタニティデザイン賞）の特別賞が経済産業大臣賞として選出されるとともに、キッズデザインマークの使用が認められるキッズデザイン賞の受賞作品121点が選出・公表された。

また、来場者がキッズデザイン賞の受賞作品に見て触れることができるイベント『キッズデザイン博2007（8月8日～8月11日）』を開催した。キッズデザイン博では、受賞作品の展示とともに、親子が感性を育んだり、安全の知識を学んだりするワークショップが開催され、3,000人を超える親子が参加した。



片方の穴だけに差し込んでも開かないいたずら防止コンセント



万が一、飲み込んでも窒息しにくい構造のキャップ



窓枠への衝突や指挟みの怪我を軽減する安全なサッシ

コラム 製品安全への取組

①『ライフエンド』を想定したシナリオ設計

大手電気メーカーA社では、製品設計においていかに壊れない製品をつくるかということを重要なテーマとして設計を行っていた。しかし、製品は必ずライフエンドを迎えるという視点に立ち、ライフエンドを迎え、壊れる、あるいはリサイクルや廃棄される段階においても安全を確保できるように設計段階から検証していく取組を始めた。さらに、『ライフエンド』を想定して設計された製品に対して、科学的な手法を用いてリスク分析を行い、リスクをなくするための取組を進めた後、最終段階として、どういう壊れ方をするのか、製品を壊す実験も行う。この過程で安全を確保できないものは、商品として市場に出さないことで、「安全なもの以外はつくらない。」という基本姿勢を貫いている。

②積極的な製品事故情報の開示

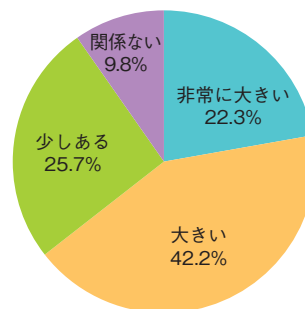
2007年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行に伴い、経済産業省は「ガス・石油機器に関する事故」と「ガス機器・石油機器以外に関する事故であって製品起因が疑われる事故」について社名を含む事故情報の公表を始めた。大手電機メーカーB社では、こうした事故に加え、経済産業省で社名の公表が行われない「ガス機器・石油機器以外に関する事故であって製品起因が特定できていない事故」についても自社のHPで情報開示を行っている。B社が自主的に厳しい情報開示を行っている狙いには二つあり、一つは外部向けに真摯に製品安全に向けた取り組む姿勢を示すことであり、もう一つは社員の製品安全意識を高めることであるという。

(2) 企業間での取組

ものづくりが高度化・複雑化し、また分業が進展する中で、企業単体での製品安全に関する取組には限界もあり、サプライチェーンを構成する企業間で協力し対応する必要性が増加している。アンケートによれば、そうした必要性は「非常に大きい」又は「大きい」とする企業が64.5%に上る（図132-3）。具体的な取組として、近年のリチウムイオン蓄電池が原因とされるパソコン・携帯電話の製品事故に関して、再発防止のためセットメーカー、電池メーカーが集まり、指針等を策定したケースなどが挙げられる。また、製品事故を減らしていく上で、個々の企業が製品安全に関する情報を抱え込むのではなくオープンにしてい

く姿勢や、そうした文化の醸成が必要である。

図132-3 製品の安全性向上についてサプライチェーンを構成する企業間で協力する必要性



資料：(社)日本機械工業連合会「平成19年度進展するグローバル経済下における我が国製造業の国際機能分業構造に関する調査」

コラム 子会社を含めた製品安全への取組

大手電機メーカーA社では、連結品質というコンセプトを掲げ、グループ会社全体で品質向上に向けた取組を進めている。具体的には、過去の不具合、先人の知恵からの教訓・解説・不具合と改善事例などをデータベース化した品質関連情報共有システムを構築している。本システムの利用対象者は、A社のほか、グループ会社全社の製品設計に携わる設計者である。本システムの活用により、過去の失敗事例がA社にとりサプライヤーとなるグループ企業の間でも共有され、品質作り込みや品質改善対策、不具合の未然防止・再発防止につながっているという。

コラム リチウムイオン蓄電池

リチウムイオン蓄電池は、小型・軽量・大容量という優れた特性から、電子機器を始め様々な機器において活用されている。昨今、このリチウムイオン蓄電池の事故が相次いで発生し、社会的に安全に対する不安が高まることとなった。

電池の安全性は、電池自体の安全性向上のみならず安全な使用方法が徹底されることで初めて担保されるものである。特にリチウムイオン蓄電池は、充電上限電圧及び動作時の電池温度の制御がその安全性を確保する上で不可欠であり、動作・制御条件範囲や機器の設計や仕様を決定する際に、電池メーカーと機器メーカーとの間で十分な擦り合わせを行うことが重要である。

電機・電子業界では、リチウムイオン蓄電池の安全性を向上させるため、関連する工業会を集めた技術基準検討会を設置し、統一的に遵守すべき事項を定める安全基準の検討を進めてきた。技術基準検討会での精力的な議論によって、リチウムイオン蓄電池の安全性確認試験方法を定めたJIS C8714が新たに発行された。

なお、政府はリチウムイオン蓄電池を電気用品安全法に基づく事前規制の対象とし、同JISの内容を参照しつつ、同法の技術基準を策定した。

(3) 模倣品と製品安全

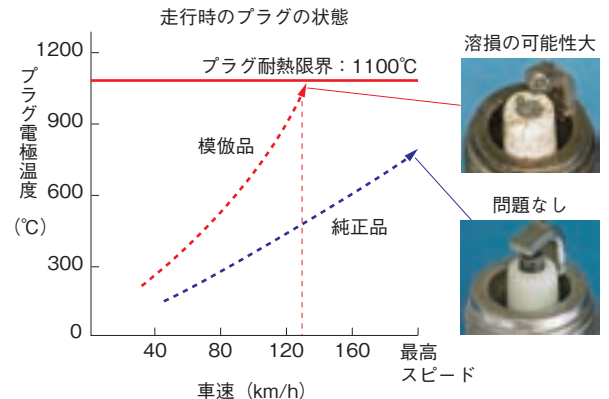
模倣品の拡散は、権利者が本来得べき利益の侵害や企業のイノベーションと創造意欲の減衰といった経済的な面で問題があるのみならず、最近では、発火の危険のあるデジタルカメラ用のリチウムイオン蓄電池の模倣品の利用による事故や、人体に悪影響を及ぼす可能性のある医薬品の模倣品の流通など、消費者の健康や安全の観点からも問題

となっている。(社)日本自動車工業会の調査によれば、中国国内で出回っている日本製自動車プラグの模倣品の中には、純正品に比べ、熱価が低いため、高速運転時に溶損の可能性が高く、エンジンなどを損傷する可能性があるものがあることが判明している（図132-4）。消費者がこうした製品を模倣品であることを認識せずに使用する場合、消費者の安全にかかわり、ひいては、我が国のものづくり

への信頼を損ねる懸念があり、こうした観点からも一層の模倣品対策強化が求められる。

図 132-4 模倣品使用に伴う安全面の問題

熱価が低い→(120~130km/H 程度しかスピードが出せない)
それ以上高速走行続けるとプラグ、エンジン損傷の可能性大



資料：自動車工業会作成のパンフレットより抜粋

コラム 製品安全と偽造品対策

商標権を侵害する偽造品は、部品のニセモノを造り、日本メーカーのブランド名を不法に騙って販売するものである（写真1）。この行為は、日本の自動車メーカーが築いてきた消費者からの信用を悪用するものであり、また安全を脅かす低品質なものも多く含まれるため、消費者保護の観点からも各社は憂慮しており、（社）日本自動車工業会（以下、自工会）は（社）日本自動車部品工業会とも連携して偽造品対策に取り組んでいる。

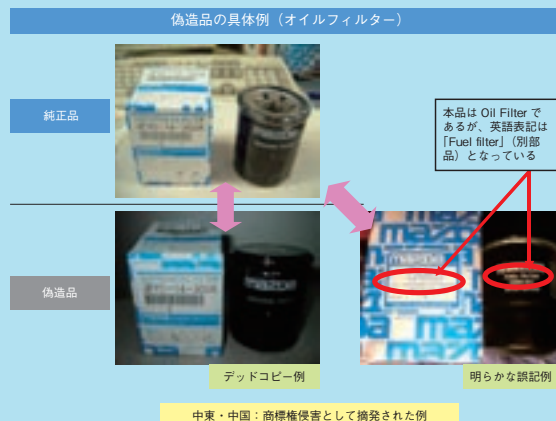
偽造品については、対応する法制度が比較的整備されており、商標権侵害を事由に行政摘発や刑事摘発が可能である。したがって、業界活動の軸足は、これらの摘発を促進するための活動、及び消費者を主体としたステークホルダーに偽造品の問題認識を持ってもらう啓発活動に置いている。

こうした活動の一環として、多くの偽造自動車部品が氾濫する中国の取締当局であるAIC（工商行政管理局）、TSB（国家品質監督検査権益局）、海関（税関）の実務担当者を対象に、純正品と偽造品の識別情報をレクチャーするセミナーを中国各地で開催している。

今回、自工会は消費者啓発用の素材（データ）作りを実施した。偽造自動車部品はピストンリング、タイミングベルト、フロントガラス等多岐に及んでいるが、今回は点火プラグ、オイルフィルター、ブレーキパッドの偽造品を中国にて入手し、純正品との性能比較試験を（財）日本自動車研究所へ委託して行った。その結果、偽造品は純正品より性能が劣ることを明らかにでき、従来、偽造品の安全性については懸念を表明するにとどまっていたが、第三者機関による定量的な試験結果が出たことにより、「偽造品の中には粗悪な物があり、お客様の安全上、問題である」と自工会として表明できるようになった。この試験結果を基に消費者向けに反偽造品を訴えるパンフレット（写真2）を作成し、2007年4月の上海モーターショーにおいて一部会員会社の展示ブースやディーラーで展示・配布した。また、中国国内の機内誌へ同様な啓発広告を掲載した。

出所：社団法人日本自動車工業会

【写真1 偽造品の具体例（オイルフィルター）】



【写真2 (社)自動車工業会作成パンフレット】

結論

純正品と偽造品の性能比較テスト結果からも分かるように、偽造品の中には、品質が純正品と比べ著しく劣るものがあります。また偽造品は、純正品ではないため、もちろんメーカーの保証が効きません。そうした偽造品を車に装着すると、時として走行中に問題が生じたり、車自体に影響を与えるばかりでなく、搭乗者の安全に関わる問題となりがちです。

我々は自動車製造メーカーとして、消費者保護の観点から、こうした不正商品である偽造品を市場から排除するため、日々努力しております。

社団法人 日本自動車工業会 (JAMA)

JAMA

設立は1967年。日本の自動車工業の健全な発達を促し、経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とし、四輪車・二輪車製造メーカー14社の会員会社によって構成されています。その事業目的は、(1)自動車工業の発展、(2)自動車工業の合理化、(3)自動車工業の国際交流に関する施策の推進及びその推進です。

会員会社

いすゞ自動車株式会社	川崎重工業株式会社
スズキ株式会社	ダイハツ工業株式会社
トヨタ自動車株式会社	日産自動車株式会社
日産ディーゼル工業株式会社	日野自動車株式会社
富士重工業株式会社	本田技研工業株式会社
マツダ株式会社	三菱自動車工業株式会社
三菱ふそうトラック・バス株式会社	ヤマハ発動機株式会社

(注目の車種)

財団法人 日本自動車研究所 (JARI)

JARI

設立は1969年。クルマ社会の健全な発展に貢献することを使命とし、自動車に関する総合的な研究を行う公益法人の試験研究機関として認定されました。

自動車および関連産業、エネルギー、環境、情報・通信など極めて幅広い関連業界との連携をより一層深めるとともに、未来を的確に捉えた先進的な研究の推進、低公害車の普及の促進を通じて、21世紀のクルマ社会のより健全な発展に貢献し、公益法人としての使命を遂行しております。

発行: 社団法人 日本自動車工業会

コラム 模倣品条約（仮）構想

経済産業省では、2007年10月23日、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想（以下、「ACTA構想」）について、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに集中的な協議を開始していくことを、日米欧等で同時に発表した。

模倣品・海賊版の拡散は、権利者たる企業等の経済的利益の喪失のみならず、消費者の安全、安心に大きな脅威を与えるものである。さらに、その流通は、国際分業の進展やインターネット上の取引の進展等複雑化・多様化しており、模倣品・海賊版の拡散の防止は世界全体で取り組むべき緊急の課題となっている。こうした課題に対応するための既存の知的財産権に係る国際規律としては、WTO（世界貿易機関）のTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する規定）が存在するが、本協定は、多数のWTO加盟国が満たすべき最低限の基準であり、多様化・複雑化する模倣品・海賊版への対応は必ずしも十分なものとはなっていない。そのため、より強力な枠組みが必要となるが、WTOのような既存の国際的な枠組みにおいては、加盟国の利害関係が複雑な様相を呈しており、新たなルール作りは非常に困難な状況となっている。このような状況の下、2005年のグレンイーグルズサミットで、我が国から知的財産権の執行に係る新しい国際的な法的枠組みの必要性を提唱し、ACTA構想は、その取組が始まったものである。

ACTA構想は、先進国のみならず、途上国も含めた、知的財産権保護に関心の高い国々とともに、高いレベルの国際的規律の形成を目指すものであり、高いレベルの法的規律の形成に加えて、知的財産権の執行の強化、国際協力を柱としている。

このようなACTAの取組については、2007年10月の発表以降、我が国のIIPPF（国際知的財産保護フォーラム）を始め、ICC（国際商工会議所）、Business Europe等各国の産業界からも早期妥結に向けた期待及び支持が表明されている。経済産業省としては、各国産業界とも連携を取りながら、模倣品・海賊版の拡散の防止に向けて、積極的に協議を続け、可能な限り早期の条約締結を目指していくこととしている。